

障害者自立支援法に関する事業者説明会（H21.4.15）質問&回答

番号	質問事項	質問内容	回答	回答者
1	医療連携体制加算	児童デイサービス事業所に医師は配置していませんが、経管栄養を必要としている利用児がいます。この児の主治医の指示に基づき医療連携体制加算を算定することが可能か。 可能であれば明細書に入力すれば良いのか。	算定は可能である。 なお、詳細は「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」を参照されたい。 本設問の場合は(6)児童デイサービス費 ⑧医療連携体制加算の取扱い(一)～(四)	施設福祉担当
2	短期入所 短期利用加算	平成21年3月に利用実績がある利用者の4月以降の利用について、短期利用加算の算定が可能か。 4/4～5、11～12、18～19、25～26と利用した場合は8日分について算定が可能か。 また、5月以降も毎週土日の利用があった場合の算定は可能か。	4月1日以降に利用開始となったものについて算定が可能である。 今回の問い合わせ内容は、5月以降も含め全て算定が可能である。	施設福祉担当
3	土日等日中支援加算	運営規程に定めた営業日以外の日に算定することが可能か。	算定は可能である。	施設福祉担当
4	通所サービス等利用 促進事業	実施主体となるのは、事業所等の所在市町と支給決定市町のうちどちらか。	(1)通所サービスの場合については引き続き事業所等所在市町を、 (2)短期入所の場合については支給決定市町を予定している。 ただし、隣県との調整により変更もあり得る。	施設福祉担当
5	地域移行支度経費支 援事業（市町事業 分）	平成21年3月31日に入所施設を退所し、4月1日にケアホームに入居した者は本事業の対象となるか。	あくまでも平成21年4月1日現在で対象施設を利用していることが条件となるため、本ケースの場合は補助対象外となる。	施設福祉担当
6	地域移行支度経費支 援事業（市町事業 分）	平成21年4月1日時点ではケアホームの体験利用中であった者が、5月1日から正式に入所施設を退所しケアホームの利用者となった場合の取扱はどのようになるのか。	平成21年4月1日現在で対象施設の利用契約期間中であれば、本事業の補助対象者として良い。ただし、補助対象となる時期については、正式にケアホームの利用者となった5月1日時点となる。	施設福祉担当
7	上限管理加算につ いて	今回の改正で利用者負担上限管理が変更になり、自事業所利用が「無」で関係事業所「有」の場合、結果票作成要否が「要」となっている。 自事業所の利用がなくても「介護給付費・訓練等給付費等明細書」を作成しなければならないのか。また、利用者負担が発生するのか。	お見込みのとおり。 明細書を作成することになる。利用者負担も発生する。	施設福祉担当
8	短期入所サービス提 供実績記録票につ いて	短期入所サービス提供実績記録票にサービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅳ）の区別がないようであるが、利用者確認で問題ないか。記録票という意味からも利用したサービスを明示すべきではないか。	記録票の趣旨から明示すべきである。 備考欄を活用されたい。 また、短期利用加算の情報等も記録票に明示すべきである。	施設福祉担当